公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６０４号

北海道江別市あけぼの町20番地　あけぼの団地Ｇ６－33号

債務者　南　　圭太

1　決定年月日時　平成27年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　知一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６０５号

北海道江別市あけぼの町20番地　あけぼの団地Ｇ６－33号

債務者　南　美代子

1　決定年月日時　平成27年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　知一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５５号

兵庫県西宮市老松町13番24―306号

債務者　ダイデン，丹羽野電気こと　丹羽野政資

1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木優雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６７号

北九州市八幡西区大字野面1681番地１

債務者　上川　誠二

1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２５０号

北九州市小倉北区神岳１丁目５番３―406号

債務者　菅　　信一

1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米倉　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８３号

三重県四日市市高花平４丁目15番地１　シティハイツ高花平Ｂ―102

債務者　半田　輝美

1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村林　敏也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４１１号

京都府八幡市八幡清水井64番地の４

債務者　大野　勝清

1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茶木真理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７６８号

札幌市豊平区美園８条３丁目４番３―101号

債務者　照井　　諒

1　決定年月日時　平成27年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　光宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８９号

大阪府大阪狭山市今熊４丁目710番地の50

債務者　松本さち恵

1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７６号

大阪府羽曳野市白鳥１丁目５番７号、前住所大阪府南河内郡太子町聖和台２丁目16番地の２

債務者　大器塾こと　辻本　裕二

1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２３１号

北九州市小倉南区富士見２丁目15番４号104

債務者　日野　和男

1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　敏寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２３４号

北九州市八幡西区馬場山東３丁目８番12―304号

債務者　三原　賢志

1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　秀範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５９号

埼玉県東松山市岡字膳棚1871　ジオスター株式会社東松山工場内、住民票上の住所埼玉県比企郡小川町大字青山1755番地２

債務者　田島　　卓

1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１８８号

埼玉県入間市大字小谷田342番地９

債務者　木村　邦彦

1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　賢治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１９０号

埼玉県狭山市狭山台３丁目25番地　４－４－1004

債務者　川崎　幸裕

1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部